

『ごみを捨てることは悪いこと』ということは、皆さんわかっていることですが、ポイ捨てなど不法投棄は後を絶ちません。

何気なく“ポイッ”とごみを捨てれば5万円以下の過料があるんだ、ということが皆さんに広まって、ポイ捨てを未然に防ぐ抑止力になること、そのことを美しいまちづくりにつなげていくことが目的です。決してポイ捨てを見張りあうことではありません。

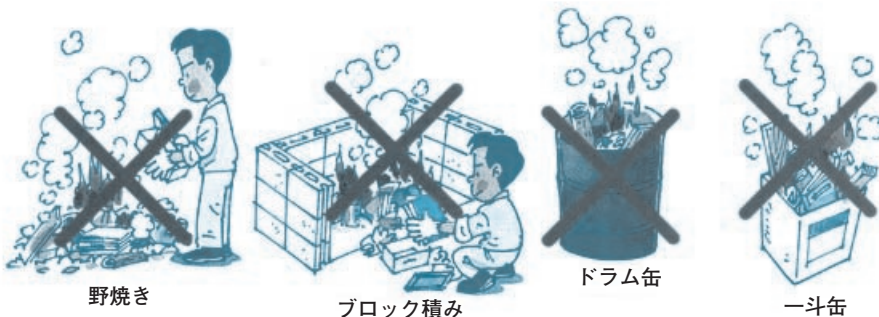
空き缶等のポイ捨て、飼い犬のふん等の放置 絶対に止めましょう！



犬のふんの放置はもちろん、毛づくろいした毛をそのまま放置してもいけません。

ごみの焼却(野焼き)もいけません。

野外で焼却することを『野焼き』といいます。ドラム缶、素堀り、基準外小型焼却炉での焼却も『野焼き』です。家庭から出る廃プラスチックや紙類はきちんと分別して収集所に出し、集落ボランティアや家庭などで伐採した草木や剪定枝は、(有)そおりサイクルセンター大崎有機工場(野方)へ搬入してください。



農林業者が作業に伴って行う燃焼行為(ゴム、合成樹脂、油等を含まないものに限る。)や防災訓練での燃焼行為などは対象外になります。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、「何人も、廃棄物を焼却してはならない。」と定められ、この法律に違反すると「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」となっています。

特に悪質と認められるごみの焼却に対しては、法律の適用を受けることとなります。